

三木町農業委員会

令和7年2月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和7年2月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和7年2月21日
(会議時間) 13:25～15:54
(開催場所) 三木町会議室棟 第3・4会議室

出席委員数 17名

2番	松田	隆雄
3番	平井	直行
4番	沖藤	高奨
5番	阿部	一義
7番	溝渕	常雄
8番	高重	浩二
9番	原内	健正
10番	森	宏樹
11番	北岡	利幸
12番	鈴木	勤
13番	地下	三
14番	岡田	久
15番	川田	正憲
16番	藤澤	勇一
17番	多田	幸子
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

欠席者数 1名

6番 古市 哲

事務局

1. 貞中政治事務局長
2. 川田耕平課長補佐
3. 池田静代副主幹
4. 漆原翔平係長

町職員

1. 鈴木陽副主幹
2. 堂免明弘主査

(1) 農地法関係

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について
- 議案第4号 非農地証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等計画促進計画について
- 報告第1号 農地改良に係る届出書について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第3号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 農業経営改善計画認定申請について

(4) 青年等就農計画認定申請について

13時25分 開会

- 事務局 本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただいまから2月の農業委員会定例会を開会いたします。本日古市委員より事前に欠席の連絡をいただいております。それでは開会にあたりまして、高尾会長よりごあいさつをお願いいたします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございます。本日の議事録署名委員につきましては、溝渕常雄委員さんと高重委員さんをお願いいたします。それでは高尾会長、議事進行よろしく申し上げます。
- 会長 それでは、次第に沿って始めたいと思います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 失礼いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページをご覧ください。
【議案第1号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。
- 会長 それでは地区担当の農業委員の方、補足説明がありましたらお願いします。
- 地下委員 1番ですが、場所は●●の横で、競売で宅地と田んぼを一括で買っていたんですが、管理が難しいとのことで、売却先を探していたところ話がまとまったようです。
- 会長 2番は私のところで、場所は●●の辺りですが、荒れてしまって放棄地になっているところ、小さい農地ばかりですが、合わせると5反ほどあります。農地を整地しなোসと言っていたので農地改良届を出すよう伝えています。
- 溝渕常雄委員 3番は、●●さんの農地ですが、道がないので、現状譲受人の田んぼから田渡しで入るようになっています。お互い親戚の関係にもあるので贈与ということで話がまとまったようです。
- 原内委員 申請人は親戚の間柄で、家庭菜園地として農地を取得したいとのことです。受人の方は高齢ですが熱心に畑を作っているようです。
- 会長 それではこの4件についてご質問のある方いらっしゃいますか。
- 委員一同 (質問なし)
- 会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。賛成するという委員の方、挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)
- 会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第2号及び第3号、農地法第5条による許可申請と事業計画変更について併せて事務局より説明をお願いします。

- 事務局 はい、失礼いたします。それでは、議案第2号及び第3号について併せて説明します。議案書の2ページをご覧ください。なお、お配りしている別紙の位置図も併せてご覧ください。
- 【議案第2号及び第3号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上になります。ご審議よろしく申し上げます。
- 会長 本件は現地調査を行ってますので、そちらの報告をお願いしたいと思います。
- 松田委員 それでは、現地調査の報告を行います。
2月分の農地法関連の申請について、去る、令和7年2月13日（木）の午前9：00から5条申請2件、5条事業計画変更1件の計3件につきまして、高尾会長、溝渕副会長、藤澤委員、私（松田委員）、事務局2名の計6名、及び、担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。
現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、5条申請 番号1です。こちらの案件につきましては、農地転用の許可を得ることなく、令和6年12月に駐車場用地として既に造成が行われておりましたが、無断転用の是正ということで、始末書が添付されており、今回、周辺農地への影響がないよう、擁壁や水路、また勾配がとれていないために舗装の工事をやり替えるとのことでした。その他の点については特に問題はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。
- 会長 はい。ありがとうございました。それでは担当地区の委員の方の補足説明がありましたらお願いします。
- 鈴木委員 5条申請の1番ですが、後継ぎがおらず売却を検討していたところ、●●の駐車場にするという話がきたんですが、業者が転用の申請が出ていると勘違いして、先に工事に入ってしまったようです。現状では無断転用となっているので始末書を付けて転用するという事です。
- 会長 申請地と西側の土地を間違えたということですか。
- 鈴木委員 西側ではなく東側です。
- 森委員 5条申請の2番ですが、所有者は●●に住んでいます、相続でこの土地を取得されたようです。農業をやっている方ではないようです。賃貸借する業者については、●●の会社ですが、社長は●●に住んでおり、この近辺でも仕事の受注が多いようなので、資材置場として借りて、整地したいということのようです。水利組合等との調整もできているようなので特に問題ないと思います。
- 会長 5条の事業計画の変更ですが、こないだの●●の分譲住宅の案件で、申請業者が以前やっていた団地が2区画売れ残っていたので、工期延長の申請を出さないと新規の転用案件が許可にならないため、申請するものです。
- 会長 議案第2号、3号について質問のある方いらっしゃいますか。
- 委員一同 （質問なし）
- 会長 では採決に移りたいと思います。議案の第2号農地法第5条について承認するという委員の方、挙手をお願いします。
- 委員一同 （挙手）
- 会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。続きまして議案の第3号農地法第5条の事業計画変更について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。では、続きまして議案の第4号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。それでは、議案第4号について説明します。議案書の5ページをご覧ください。なお、お配りしている別紙の位置図も併せてご覧ください。【議案第4号について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

藤澤委員 これは個人名義の公衆用道路になるんですか。

事務局 はい。そうです。

会長 申請の時に町に寄付するという話がありましたか。

事務局 申請の段階では、聞いてないです。

会長 他に質問ございますか。

委員一同 (質問なし)

会長 では採決に移りたいと思います。議案の第4号非農地証明願について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。続きまして議案の第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらについては新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の8ページをご覧ください。
【番号13番から朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 説明ありがとうございます。
新規物件はですね、農業委員さんに情報は入っていないものもあると思います。ご確認をお願いします。全体的にご質問がございましたらお願いします。

会長職務代理 18番の●●さんの案件ですけど、賃借料が物納で、全部で米600kgと非常に多くなっていますが、これは草刈りと水管理は所有者側で行うという条件があるためです。

会長 他に何かありませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認ということにさせていただきます。それでは、審議事項が終わったので次に報告事項が3点あるようです。全てまとめて報告をお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは報告議案について説明させていただきます。議案書の16ページをご覧ください。報告第1号農地改良に係る届出書について説明します。
【報告第1号から第3号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上で報告議案の説明を終わります。

会長 報告事項ですが、何かご質問はございますか。

藤澤委員 農地改良届ですが、縦横断面が分からないんですけど、盛土する隣接の土地との段差はどのようになるんですか。

事務局 隣接土地の所有者は、今回の申請人と同じ方で、土地の高さも同じくらいにするようです。

藤澤委員 分かりました。

沖藤委員 ここは先月転用申請が出ていたところの横ですか。

事務局 そうです。

沖藤委員 ということは、隣接の土地は農地ではないということですね、分かりました。

会長 他に質問ありませんか。

委員一同 （質問なし）

会長 質問がないようなので以上で報告事項を終わります。
次に審議事項の2番、香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。
令和7年1月分について、農地法第4条につきましては、香川県が1件、7,096.00㎡、三木町分については0件です。農地法第5条につきましては、香川県が6件、23,045.00㎡、三木町は0件でございます。
次に審議事項の3番農業経営改善計画認定申請と4番青年等就農計画認定申請について併せて農政担当より説明をお願いします。

町職員 失礼いたします。それでは審議事項3番農業経営改善計画認定申請について説明させていただきます。
【審議事項の3番、4番について説明】
以上で審議事項3、4番の説明を終わります。何かご質問あればお願いします。

会長 ではまず審議事項の3番、4番についてご意見のある方いらっしゃいますか。

会長 継続の方はそれなりに所得もあるようですね。●●さんは少し所得が低いようですが親と一緒にしていたんですか。

原内委員 ●●さんと一緒にやっています。機械も一緒に使ったりしていて、作業も一緒にやっています。

会長 すでに認定農業者にはなっているんですか、更新ですか。

町職員 はい、更新の方になります。

会長 年間の所得はこれくらいになるのかな。

町職員　　そうですね、確定申告の書類も確認しながら、見させてもらって大体これくらいの所得かなというところです。ただ現状の内訳としては、経費の中に施設や農業用機械の減価償却費も入ってきてますので、5年後は作付面積を増やすことや減価償却を終える機械も出てくるので所得は上がってくるように思います。

会長　　なかなか一緒にやっていたら、難しいところがあるんかもしれませんな。

平井委員　　これタバコの収穫量が反で200kgというのは、少し少ないように思いますが、大体反250～300kgくらいはできると思うんですが。

原内委員　　昨年から新しい品種をやりだしたようで、その影響かもしれません。

会長　　他にご意見ありませんか。

委員一同　　(意見なし)

会長　　それでは以上で審議事項を終わりたいと思います。

事務局　　高尾会長、議事進行お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましても慎重審議ありがとうございました。最後に担当より今後の行事予定等についてお知らせをいたします。

事務局　　それでは、今後の行事予定等について、お知らせいたします。
【行事予定について通知】
連絡事項は以上でございます。

事務局　　それでは閉会に当たりまして溝渕会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理　　(挨拶)

事務局　　以上を持ちまして農業委員会2月の定例会を閉会いたしたいと思います。皆様お疲れ様でした。

15時54分 閉会